

商品概要説明書

<< 懸賞付大口定期貯金「JA貯金王Super」>>

(令和2年11月2日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> 懸賞付大口定期貯金「JA貯金王Super」 (愛称：JA貯金王(ちょキング)Super)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみ
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年、3年 自動継続(元金継続または元利金継続)として取り扱います。 継続後は、自動継続大口定期貯金の商品へ切り替わります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1,000万円以上 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 特別金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として大口定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ◎特別金利 1年 0.05% (年利) 3年 0.05% (年利) 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 金利は店頭のコピーボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率) マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金利率 B 約定利率－約定利率×30%

	<p>C $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により算出した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A $\text{約定利率} - \text{約定利率} \times 30\%$</p> <p>B $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部推進課（電話：092-924-3271）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p>
<p>個人情報の取扱いに関する重要事項</p>	<p>・お客さまとお取引のある農業協同組合は、福岡県信用農業協同組合連合会にお客さまの下記の個人情報を提供し、以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。</p> <p>(利用目的)</p> <p>・懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 ・お客さまとお取引のある農業協同組合、福岡県信用農業協同組合連合会は、お客さまの以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等</p> <p>・福岡県信用農業協同組合連合会は本懸賞品企画業務の一部を外部業者に委託いたします。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>・「JA貯金王Super」の取扱期間は、令和2年11月2日（月）から令和2年12月30日（水）までとします。</p> <p>・福岡県下JAの統一商品として、次のとおり懸賞を取り扱います。</p>

(1)抽選の方法

当JA所定の方法により、厳正なる抽選を行います。

(2)当選発表

令和3年2月中旬を予定しております。当選者の発表は懸賞品の受渡しをもって代えさせていただきます。

(3)懸賞品の受渡方法

懸賞品は、当選発表後当JA所定の方法によりお渡しいたします。

(4)懸賞の内訳

懸賞および当選本数は次のとおりです。※福岡県内JAの総当選本数です。

懸賞	当選本数	懸賞品の内容
ちょキング賞	350本	博多和牛肩ロースすき焼き用お肉パック

(5)期限前解約

この貯金は期限前に原則解約はできません。

やむを得ず期限前に解約する場合、当選は無効となります。

(6)環境団体への寄付

「JA貯金王Super」の実績に応じてJAおよび福岡県信用農業協同組合連合会が、環境保全団体に寄付します。

①寄付金額

成約1件につき20円(JA10円、福岡県信用農業協同組合連合会10円)

「JA貯金王Super」取組期間終了後、実績により寄付金額を決定します。

②寄付先

(公財)福岡県水源の森基金(緑の募金)

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA筑紫